

年次会費に関する期限付きルール

平成23年4月9日～平成23年10月8日の長きに亘り開催された第137回運営委員会において「年次会費の再検討」が行われ、総会の議を経て平成23年10月16日に下記のルールが決定されました。

1. 入会年次とその次の年、**合計2年間のみ、年次会費を20万円**とする事に決定致します。3年目からは此まで通り30万円です。この規則の有効期間は「**第3期末**」(2014年12月31日)と致しますが、学振で第4期への継続が認められた場合には、必要に応じ運営委員会で審議の上、延長可能です。

2. 「大震災等により不振に陥った際には、負担軽減を目的に、期間限定の年会費減額措置」

1) この処置は第3期末(2014年12月31日)までと致しますが、今後発生する大震災を考慮し、学振で第4期への継続が認められた場合には、必要に応じ、改めて運営委員会で審議致します。

2) 募集期間は**毎年10月1日～12月31日**と致します。

3) 減免ご希望の企業委員は別紙の年次会費の減免申請書にご記入の上、169委員会委員長に送って下さい。

委員長と副委員長で検討し、正当な理由があると判断された場合は次年度の会費を15万円に致します。申請書は公開いたしません。

正当な理由のある希望企業が多数の場合には4企業で打ち切らせて頂きます。

別紙

年 月 日

大震災等に依る年次会費減免申請書

1. 企業名、申請委員名 印

2. 減免を希望する理由

3. 申請委員の事業所の被災概要、

申請委員の居室若しくは実験室が長期的に(数ヶ月程度?)使用不能となったことを証明する書類(所属事業所の公印が必要)等被災を裏付ける書類を送付して下さい。

4. 募集期間: 毎年10月1日～12月31日

5. 送り先及び方法: 第169委員会 委員長 宛てにe-mailで送信して下さい。

追記: 申請書を受け取りましたら、必ずその旨を返信致します。

一週間経っても返信が無い場合には、恐れ入りますが再度送信して下さい。